

## II 提案募集方式について知りたい

### 3. 提案の提出から実現に至るまでの手続

#### 提案の実現に向けたプロセス

(ここでは、内閣府地方分権改革推進室を「内閣府」と表記します。)

※数字は前項の「提案の実現までの主な流れ」の各プロセスの数字に対応

時期  
(目安)

6月

#### 提案の提出

##### 共同提案 (①※)

- 提案に当たっては、同様の課題認識を有する他の地方公共団体等との「共同提案」が可能です。
- また、提案受付終了後の一定期間、提出された提案のうち、事前相談や支障事例等の検討を経て対応すべきと判断された全ての提案について、各地方公共団体へ共同提案の照会が行われます。



共同提案により、各地方公共団体の実情に基づく様々な支障事例が補強され、提案の説得力が高まります。



7月

##### 重点事項の設定 (②※)

- 重点事項は、最近の時宜にかなったテーマ(例：地方創生、一億総活躍の実現に資するもの)や、これまでの地方分権改革の取組を加速・強化するもの、専門部会での法的な視点からの専門的な調査・審議に馴染むものなど様々な要件を勘案のうえ設定します。
- 重点事項となった提案は、その実現に向け、専門部会が中心となって提案団体や各府省への聴き取り等により調整を進めていきます。

地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議 (⑥※)



【各府省との調整】

【提案団体との調整】

##### 各府省への検討要請 (③※)

- 内閣府が各府省に、地方からの提案に対する検討及び回答を要請します。

##### 提案団体ヒアリング (④※)

- 内閣府が提案団体から、提案の趣旨や支障事例の詳細等について、聴き取りを行います。(対象は重点事項。各府省も傍聴可)

8月

##### 各府省第1次回答(公表)

##### 各府省1次ヒアリング (⑤※)

- 第1次回答を踏まえ、専門部会が地方からの提案に対する各府省の考えや検討状況等を聴き取ります。(対象は重点事項。提案団体も傍聴可)

##### 提案団体からの見解及び地方6団体からの意見の照会

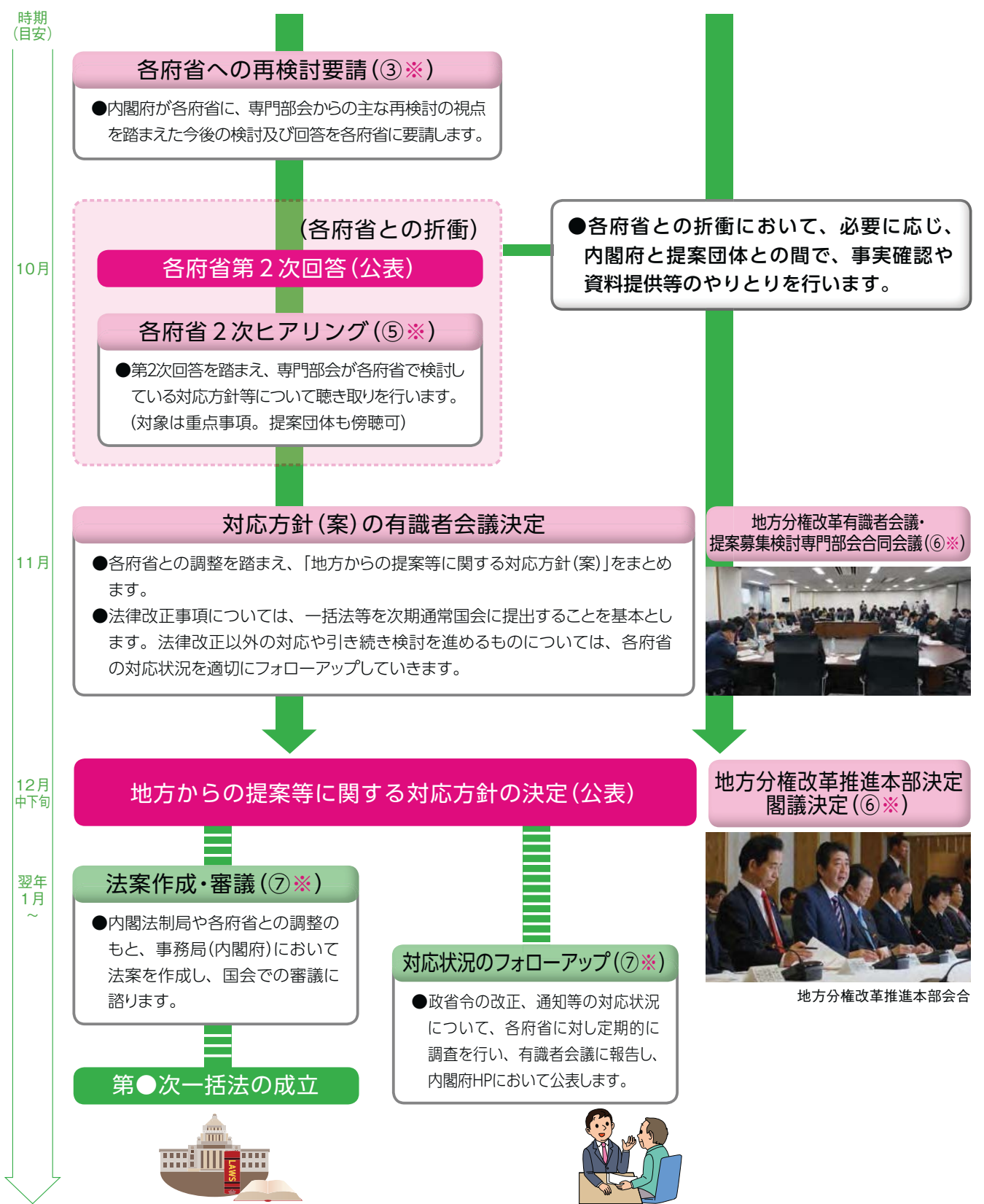
9月

##### 専門部会による「主な再検討の視点」の提示

- 重点事項について、各府省ヒアリングの結果や提案団体からの見解等を踏まえ、専門部会として、各府省に対する指摘事項を提示します。

地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議 (⑥※)





地方分権改革推進本部会合